

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病を予防するための情報通信技術を活用した
保健指導プログラム及びその実践のための手引きの作成と検証
分担研究報告書

特定保健指導従事者を対象とした調査結果を加味した

「食生活改善指導担当者テキスト」の改訂

研究分担者 大阪市立大学大学院 生活科学研究科 食・健康科学講座 由田 克士

研究要旨

医師、保健師、管理栄養士以外が特定保健指導を担当するための研修教材として、平成 20 年 3 月に厚生労働省が公表した「食生活改善指導担当者テキスト」の改訂を行った。この際、平成 30 年度に実施した特定保健指導の業務を担っている全国健康保険協会に所属するすべての保健師、管理栄養士を対象とした自記式質問紙調査で得られた改訂等に関わる意見を整理して担当著者等へ開示し、これらを考慮した改定・加筆を依頼した。また、改定当たり研究分担者・研究協力者と執筆担当著者間で意見交換の場を持ち合意を形成した。

一旦、改訂された改訂原稿は、未定稿として取り扱い、保健師、管理栄養士等、歯科衛生士、運動・身体活動に関する専門家など他職種の第三者によりその内容を確認し、意見集約を行った。そのうえで、これらの意見を執筆担当著者へ伝達し、未定稿に修正・調整のうえ、確定稿として提出を求めた。

特定保健指導を担う可能性のある職種の幅は広い。それぞれが固有の養成課程により教育を受けていることから、誤解や疑義が生じないように配慮するなど、留意して改定・記述しなければならない。また、保健指導のためのテキストとして重要な点と認識してされている部分については、何れの職種でも共通している部分と、職種の違いによってかなり隔たりがある部分が認められた。今後、多職種で利用するこの種のテキスト等の作成や改定に際しては、未定稿の段階で職種横断的な第三者による確認やチェックを受け、そのうえで最終的な調整を施し確定稿とすることが望ましいと考察された。

研究協力者

田中 和美 神奈川県立保健福祉大学
保健福祉学部栄養学科 教授

A. 目的

高齢者の医療の確保に関する法律に伴い、制度化された特定健康診査の有所見者に対して実施される特定保健指導は、原則として医師、保健師、管理栄養士が担当することになっている。しかし、薬剤師、看護師、栄養士、歯科衛生士等それ以外の職種であっても、一定の研修を受講することによって業務を担当することが認められている。この際の研修教材として、厚生労働省は平成 20 年 3 月に「食生活改善指導担当者テキスト」を公表している。各種学術団体や職能団体においても、同等の研修会を開催しているが、その際においても「食生活改善指導担当者テキスト」の中に取り扱われている項目や内容を遵守することが求められ

ている。

しかし、このテキストは、平成 20 年 3 月に公表された後、改訂されたことがないため、取り扱われている資料やデータが現状にそぐわない内容となっているだけでなく、各種の制度や基準等、多くの部分で現象に合わなくなっている。このため、厚生労働省では、このテキストの改訂を予定しており、本研究では、具体的な改訂に向けての対応を進めている。

前年度には一連の改訂に先立ち、特定保健指導に携わる第一線の担当者に対し、本テキストの認知状況、特定保健指導を効果的に実施するためのどのような内容を重点的に取り扱うべきと考えているか、さらにどのような内容を新たに追加することが望まれるのか等について質問紙調査を実施した。

そこで、本年度においては、昨年度得られた知見を整理し、現行のテキストの執筆者等に情報を

開示した上で、具体的な改訂作業を依頼して、改定原稿（原案）を完成させることを目的とした。

B．研究方法

平成31年1月に全国健康保険協会（協会けんぽ）の本部と47都道府県すべてに設置されている支部において、特定保健指導の業務を担っているすべての担当者（保健師、管理栄養士）764人を対象とした無記名の自記式質問紙調査を実施した。ここでは、このテキストで取り扱われている具体的な項目として、「栄養指導」と「運動の基礎科学」分野に関し、その重要度を質問した。さらに、新たに追加することが望まれる内容等について、自由記載で意見を求めた。

この結果、「国民の食生活（主に外食・中食、欠食）における課題」、「食意識・食行動アセスメント」、「生活習慣病予防・治療における栄養教育の留意点」、「生活習慣病予防・治療における栄養教育の留意点」、「労働（就業状況）に対応した栄養教育の目的」、「外食の特徴とそれらに応じた栄養教育の内容」、「単身生活者の特徴とそれらに応じた栄養教育の内容」については、保健師、管理栄養士とも半数以上が、とても重要な項目として、記載内容の充実を求めている。また、改訂に際して、追加・充実すべき内容としては、時間栄養学、単身生活者に対する指導方法、栄養サプリメント、糖質制限食などの内容があげられた。これら重要な項目と選択された内容は、保健指導の際、高頻度で対応が求められると考えられる項目や具体的なスキルを対象者に対して明確に伝えるべき必要性が高いと考えられる項目に多かった。さらに記載内容の充実・追加が求められた内容は、現代の勤務体制や保健指導を受ける側のニーズが影響したものと考えられた。

そこで、これら一連の集計結果の概要や考察ならびに質問紙調査の詳細な集計結果を現行の「食生活改善指導担当者テキスト」の担当著者等へ開示し、これらを考慮した改定・加筆を依頼した。

この度は、担当著者より改定後原稿をそのまま確定稿として受け入れることはせず、一旦、未定稿として提出を依頼した。その上で未定稿をさまざまな職種が混在した第三者集団で確認し、多様な視点からの意見を求めた（ヒアリングの実施、書面による意見の提出）。ここで得られた意見は、整理したうえで改めて担当著者等へ伝達し、これらの意見をもとに未定稿を修正・調

整し、確定稿として提出を求めた。

C．研究結果

1) 研究分担者・研究協力者と執筆担当著者間で意見交換・合意の形成

改定当たり、研究分担者・研究協力者と執筆担当著者間で意見交換の場を持ち合意を形成した。この際、執筆担当者へ事前に情報開示した内容を踏まえ、次に示す点について特に留意することを確認した。全体として現行のテキストよりも可能な限り軽めの記述とすること。前年度実施したアセスメントにより得られたニーズの高いキーワードに関する項目であるキーワード（時間栄養学、外食、サプリメント、単身者・単身世帯、中食、食事バランス、アルコール・飲酒、糖質制限・ロカボ、健康食品、交代勤務・シフトワーカー）について、できるだけ取り上げること。入手可能な最新のデータ・基準等を用いて改訂すること。

著作権の問題があるため、現行版の執筆者による当該部分の改訂とする。ただし、新たに追加する内容等については新規の執筆者を必要に応じ担当してもらっても差し支えないこと。

2) 未定稿に対する第三者からの意見集約（ヒアリングの実施、書面による意見の提出）

ヒアリングには、保健師2名、管理栄養士・栄養士4名、歯科衛生士1名、運動・身体活動に関する専門家1名が関わった。また、これとは別の保健師、医師、薬剤師から書面による意見が寄せられた。

担当著者と同一の職種からは、専門的な用語の使い方の修正、新しい指針による改定が適切に対応されていないと考えられる点についての指摘が多く認められた。

一方、担当著者と異なる職種からは、専門的な用語が他職種では理解し難い、もしくは、十分なコンセンサスが得られていないので、記述を一般的な書き方にするか、補足を求める意見。特定のモデルに落とし込んで具体的な取り組みを整理しようとする際の捉え方などについて、異なる視点からの考え方を示す場合。執筆されている内容に関して、他職種の立場からさらに追加することが望ましいと考えられる内容についての指摘などが認められた。

全体的に指摘されていた内容としては、言葉で説明するよりも、図示することが望ましいと考えられる点の指摘。単純なタイプミス。レイアウトに関する指摘。医学的なガイドラインに抵触す

る内容について、他の専門的立場の医師等へ確認を取るなどであった。

3) 一連の改訂が施された確定稿

別紙に分野ごとに改訂されたテキスト原稿を示す(別紙)。

なお、今回の取り組みにおいて対応した部分は、平成20年版における、栄養指導、健康教育(口腔保健を除く)、運動の基礎科学の部分である。

また、改訂後の確定稿では、項目立ての一部も改めている(別紙参照)。

D. 考察

未定稿に対する第三者からの意見集約を行ったところ、次に示す2点について、改めて留意しなければならないことが考察された。

まず、食生活改善指導担当者テキストもしくは、この内容や項目立てに準じて作成される教材により特定保健指導を担う職種は薬剤師、看護師、栄養士、歯科衛生士等と幅が広く、専門性が大きく異なり、それぞれが固有の養成課程により教育を受けていることから、専門的な用語の使い方ひとつ取っても誤解や疑義が生じないように配慮するなど、相当留意して改定・記述しなければならないこと。

つぎに、保健指導のためのテキストとして重要な点と認識している点は何れの職種でも共通している部分と、職種の違いによってかなり隔たりがある部分が認められたことである。

今後、多職種で利用するこの種のテキスト等の作成や改定に際しては、未定稿の段階で職種横断的な第三者による確認やチェックを受け、そのうえで最終的な調整を施し確定稿とすることが望ましいと考察された。

E. 結論

特定保健指導従事者を対象とした調査結果を興味したうえで「食生活改善指導担当者テキスト」の担当著者に対して改訂(未定稿)を依頼した。さらに、未定稿を他職種により確認し、追加意見を集約後、担当著者等へ伝達し、これらを考慮した改定・加筆と確定稿の提出を求めた。

一連の手続きを取ったことにより、多職種にとって受け入れやすい教材が作成されたものと考えられる。

参考文献

1) 平成19年度厚生労働科学研究 特定保健指導

の実践的指導実施者育成プログラムの開発に関する研究班：食生活改善指導担当者研修テキスト(2008)

2) 健康保険組合連合会：平成20年度 特定保健指導実践者育成研修会テキスト(2008)

3) 由田克士：特定保健指導の従事者を対象とした「食生活改善指導担当者テキスト」の認知状況ならびに栄養指導・運動の基礎科学分野における項目別重要度等に関する調査。平成30年度厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業・循環器疾患・糖尿病等生活習慣病を予防するための情報通信技術を活用した保健指導プログラム及びその実践のための手引きの作成と検証総括・分担研究報告書(研究代表者：春山早苗)。82-102(2019)

4) 真殿亜季, 由田克士, 栗林 徹, 奥田奈賀子, 中村幸志, 渡邊 至, 樺山 舞, 神出 計, 三浦克之, 板井 一好, 岡山 明：特定保健指導における1年後・2年後の減量達成に関連する生活習慣。人間ドック。32:456-462(2017)

5) 真殿亜季, 由田克士, 栗林 徹, 奥田奈賀子, 中村幸志, 渡邊 至, 樺山 舞, 神出 計, 三浦克之, 板井一好, 岡山 明：特定保健指導の積極的支援介入前後の生活習慣の変化が減量効果に及ぼす影響。総合健診。45:374-381(2018)

6) 真殿亜季, 由田克士, 栗林 徹, 奥田奈賀子, 中村幸志, 渡邊 至, 樺山 舞, 神出 計, 三浦克之, 板井一好, 岡山 明：遅い夕食習慣は中年男性のメタボリックシンドローム発症リスクを増加させる。日本循環器病予防学会誌。55:40-49(2020)

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

由田克士, 田中和美, 横山絢香, 江角伸吾, 田村須賀子, 中田由夫, 大神あゆみ, 岡村智教, 春山早苗：「食生活改善指導担当者テキスト」の認知状況と項目別重要度等に関する調査成績。第78回日本公衆衛生学会総会(2019.10.23 高知市)。総会抄録集p.523(2019)

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし